

田布施町建設工事最低制限価格制度実施要領（平成25年田布施町訓令第6号）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この要領において、最低制限価格制度の対象とする工事等（以下、「対象工事等」という。）は、競争入札で設計金額が<u>250万円</u>以上から5,000万円未満のものとする。ただし、次に掲げる工事は対象工事等から除くものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次の各号に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 500万円未満工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「工事価格の9/10」（所定の率を乗じたもの（万円以下を切り捨てた価格））とする。</p> <p>(2) 土木系工事（500万円以上土木等一般工事）</p> <p> (ア) 補助事業</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。</p> <p> (イ) 単独事業</p> <p> <u>予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+諸経費の8/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。</u></p>	<p>(対象工事)</p> <p>第2条 この要領において、最低制限価格制度の対象とする工事等（以下、「対象工事等」という。）は、競争入札で設計金額が<u>130万円</u>以上から5,000万円未満のものとする。ただし、次に掲げる工事は対象工事等から除くものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(最低制限価格の算定方法)</p> <p>第3条 最低制限価格は、次の各号に定めるところにより算定する。</p> <p>(1) 500万円未満工事</p> <p> 予定価格の算出基礎となった「工事価格の9/10」（所定の率を乗じたもの（万円未満を切り捨てた価格））とする。</p> <p>(2) 土木系工事（500万円以上土木等一般工事）</p> <p> _____</p> <p> <u>予定価格の算出基礎となった「直接工事費の10/10+共通仮設費の9/10+現場管理費の8/10+一般管理費の7/10」（各費目ごとに所定の率を乗じたもの（小数点以下切捨て）の合計から万円未満を切り捨てた価格）とする。</u></p> <p> _____</p> <p> _____</p> <p> _____</p> <p> _____</p>

現 行	改 正 案
<p>(3) (略)</p> <p>2 最低制限価格算定調書は、500万円未満工事用(様式第1号)、<u>土木系補助事業用(様式第2号)、土木系単独事業用(様式第3号)及び営繕系(様式第4号)</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第1号・様式第2号 (略)</p> <p><u>様式第3号(第3条関係)</u> (略)</p> <p><u>様式第4号(第3条関係)</u> (略)</p>	<p>(3) (略)</p> <p>2 最低制限価格算定調書は、500万円未満工事用(様式第1号)、<u>500万円以上土木系工事用(様式第2号)、</u>_____及び<u>営繕系工事(様式第3号)</u>とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>様式第1号・様式第2号 (略)</p> <p><u>様式第3号(第3条関係)</u> (略)</p>